

埼玉県社会福祉施設等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法その他の関係法令に基づき、社会福祉施設及び社会福祉法人(以下「社会福祉施設等」という。)の運営又は事務処理が適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な助言及び指導を行う指導監査(以下「指導監査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方針)

第2条 社会福祉施設に対する指導監査は、次の各号に掲げる実施方針に基づき行う。

- 一 指導監査は、社会福祉法その他関係法令及び通知のほか、この要綱に基づき行う。
 - 二 指導監査の実施に当たっては、常に公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、社会福祉施設関係者の理解と協力が得られるよう配慮して行う。
 - 三 指導監査の実施に当たっては、社会福祉施設が、創意工夫のもとに利用者の視点にたって、社会福祉施設の事務処理及び運営の透明性が確保できるように指導する。
 - 四 指導監査の実施に当たっては、社会福祉施設の歴史的沿革、立地条件その他の事情を勘案し、形式的、画一的な指導に陥らないように留意するとともに、社会福祉施設の実態及び問題点を的確に把握し、問題解決及び事務処理、運営等改善の促進のための具体的な助言、指導を行う。
 - 五 社会福祉施設が自ら行う内部監査、自主点検表による自主的な点検等の内部牽制機能が効果的に実施されるよう助言、指導する。
- 2 社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱(「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)」)に基づき行う。

(対象施設)

第3条 この要綱の対象となる社会福祉施設は、保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設及び婦人保護施設とする。

(実施区分)

第4条 社会福祉施設に対する指導監査の実施区分は、一般指導監査と特別指導監査とする。

一 一般指導監査は、定期指導監査と随時指導監査とする。

ア 定期指導監査は、毎年度当初に策定する実施計画に基づき、実地又は書面により、社会福祉施設の運営の全般的事項について、社会福祉法その他の法令及び通知に定める規定等の遵守状況を調査、確認の上、必要な指導を行う。

なお、新設施設の指導監査(以下「新設指導監査」という。)は、実地により、施設運営、入所者処遇及び財務管理等について指導を行う。

イ 随時指導監査は、追指導、特別調査及び随時調査とする。

(ア) 追指導は、定期指導監査において対象業務に関し、解決を要する課題が指摘された社会福祉施設を対象にその改善のための指導を行う。

(イ) 特別調査は、緊急かつ重大な不正や権利侵害のおそれ等を内容とする苦情・通報をうけた場合に行う。

(ウ) 随時調査は、追指導及び特別調査以外で、必要に応じて行う。

二 特別指導監査は、社会福祉施設が次のいずれかに該当し、行政処分の前段階として行う。

ア 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあることを疑うに足る理由があるとき。

イ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。

ウ 最低基準に違反があると疑うに足る理由があるとき。

エ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善がみられないとき。

オ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

(実施回数等)

第5条 定期指導監査の実施回数等については別に定める。

2 定期指導監査の実地による監査（以下「実地監査」という。）は、社会福祉施設に出向いて行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

3 定期指導監査の書面による監査は、事前に提出された書類による指導監査を中心に行うこととするが、必要に応じ、関係者への出頭要請又は電話等により、対象業務の処理及び運営等の状況を確認する。

4 随時指導監査及び特別指導監査は、指導内容に応じて、必要な回数及び方式により行う。

(実施時期等)

第6条 社会福祉施設に対する指導監査の実施時期は、次の各号に掲げる基準により定める。

一 定期指導監査は、原則として当該年度の5月から3月までに行う。ただし、新設指導監査は、事業開始後概ね6か月から1年経過後に行う。

二 随時指導監査及び特別指導監査の実施時期は、指導内容に応じて適宜定める。

2 社会福祉施設に対する指導監査の日数は、次の各号に掲げる基準により定める。

一 実地監査の日数は、原則として、1日とするが、その規模又は指導監査内容により、半日又は複数日とする。

二 随時指導監査及び特別指導監査の日数は、指導内容に応じて適宜定める。

(基本方針及び実施計画の策定)

第7条 指導監査の基本方針は、社会福祉行政の動向を踏まえ、毎年度定める。

2 指導監査（新設指導監査、随時指導監査及び特別指導監査を除く。）の実施計画は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

一 実施計画は、年間実施計画及び月別実施計画とする。

二 年間実施計画は、毎年度当初に、施設の種別、公立民間別、月別、実施方式別等の総括的な計画を定める。

三 月別実施計画は、指導監査実施月の1か月前に、当該月の社会福祉施設等の指導監査日及び担当職員等実施日程表を定める。

3 新設指導監査、随時指導監査及び特別指導監査の実施計画は適宜定める。

(実施通知等)

第8条 指導監査の実施に当たっては、その対象となる社会福祉施設等に対し、指導監査日の概ね1か月前に、指導監査の期日、担当職員の氏名、その他必要な事項を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時等、速やかな状況確認が必要な場合等においては、指導監査開始時に通知することができる。

(立会い等)

第9条 指導監査は、必要に応じて関係機関の出席又は立会いのもとに行う。

2 指導監査の実施に当たっては、当該社会福祉法人、当該社会福祉施設を運営する社会福祉法人の理事長を含む複数の理事及び監事、又はその他法人の代表者等(以下「理事長等」という。)の出席を求める。

(実施方法)

第10条 定期指導監査は、指導監査調書として自主点検表を用いて実施する。

2 随時指導監査及び特別指導監査については、それぞれの内容に応じた調書等を用いて実施する。

(結果の復命)

第11条 指導監査を担当した職員は、指導監査等終了後、速やかに、その結果について上司に復命する。

(結果の検討)

第12条 指導監査(特別指導監査を除く。)を担当した職員は、指導監査の結果を分析、検討し、問題点、解決を要する課題及び改善指導事項をまとめ、検討調書を作成する。

2 前項の検討調書に基づき、関係課所との協議を行い、別に定める基準に従い、指導区分を整理する。

3 特別指導監査については、確認した事実に基づき、関係課所と行政上の措置について協議する。

(結果の通知等)

第13条 指導監査(特別指導監査を除く。)の結果については、理事長等あてに文書をもって通知する。

2 文書による改善指導事項については、理事長等に対し、所定の時期までに、その改善状況等の報告を求める。

3 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、追指導その他必要な指導を行う。

(関係機関との連携)

第14条 指導監査の実実施計画の策定、実施及び結果の処理に当たっては、関係機関と十分な連携のもとに行う。

2 社会福祉法人の指導権限が法人所在地の市にある社会福祉施設の指導監査については、当該市と十分な連携のもとに行う。

(定期指導監査等と介護保険法等による指導との関係)

第15条 特別養護老人ホームの定期指導監査等においては、「埼玉県介護保険施設等指導実施要綱」第4に規定する「運営指導」を行うものとする。なお、監査対象となった社会福祉施設に併設された通所介護事業、短期入所生活介護事業及び特定施設入居者生活介護事業（事業主体は施設設置法人と同一であるものに限る。）についても同様とする。

2 指定障害者支援施設の定期指導監査等においては、「埼玉県障害福祉サービス事業者等指導要綱」第4条に規定する「運営指導」を行うものとする。

(県ホームページへの掲載)

第16条 指導監査(随時指導監査及び特別指導監査を除く。)の結果及び改善状況については、今後の指導監査等に支障があると認める場合を除き、県ホームページに掲載し、県民に広く情報提供する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 社会福祉施設指導監査実施要綱(昭和56年4月1日から適用)及び社会福祉施設指導監査実施要領は、平成4年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第12条第2項関係）

指導区分の判定の基本的な考え方

回答の要・不要	指導内容	指導の区分
I 改善報告書の提出を求めるもの	<p>① 法令（法律、政令、省令、県条例、県規則）違反</p> <p>② 法令の解釈通知に不適合</p> <p>③ 告示に不適合 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 <p>④ 国の通知（②に該当するものを除く。）に不適合 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日厚生省局長通知） ・ 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年7月25日 厚生省課長通知） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日厚生労働省部長通知） <p>⑤ 県の法令の運用通知又は注意喚起通知に不適合</p> <p>⑥ 社会通念上、不相当と認められる事項 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款その他法人の規則等に照らし、重大な違反又は不備がある場合 <p>⑦ 上記のほか、特に改善報告を求め改善状況を確認することを必要とする事項 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意事項に該当する事項で2回続けて指導しているにもかかわらず、改善への取組が認められない場合 ・ 法令、告示、法令の解釈通知において「努力規定」又は「望ましい」とされている事項又は法令等の適用除外とされている事項について、適用対象とされているものと同様に、特に改善への取組を求める必要があると認めるもの。 	指導事項

回答の要・不要	指導内容	指導の区分
<p>Ⅱ 改善報告書の提出を求めないもの</p> <p>※ 県として改善報告書を求め、改善状況を確認する必要性が低い事項</p>	<p>⑧ 上記①～⑥のうち軽微な事項 なお、「軽微」の該当性の判断は、次の事項を総合的に考慮し行う。</p> <p>a サービス利用者への影響（生命・健康に与える影響、人権侵害の程度など）の大きさ</p> <p>b 故意又は悪質性の有無及びその程度</p> <p>c 反復・継続性の有無及びその程度（不適切な事案の件数の多寡）</p> <p>d 他の事業者に与える影響の大きさ</p> <p>e 施設（事業）の適正な運営の確保に及ぼす影響の大きさ</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反や通知不適合など不適切な事項には該当するが、当該事項が利用者への適正なサービスの提供又は施設（事業）の適正な運営の確保に及ぼす影響の大きさ又は改善の容易さ（改善の見込みの有無）を考慮し、県として改善の結果を確認する必要性が低いと認めるもの。 <p>⑨ 上記①～⑥のうち現に改善への取組が行われている事項</p> <p>⑩ 上記のほか、改善報告は求めないが、特に注意喚起を要する事項</p>	<p>注意事項</p>
<p>Ⅲ I 及びⅡに当たらない注意喚起・アドバイスなど</p>	<p>⑪ 上記①～⑩に当たらない注意喚起・アドバイス等</p>	<p>助言等</p> <p>※通知文書には記載しない。</p>